

福島市夜間急病診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年 3 月 29 日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 17 号

福島市夜間急病診療所条例の一部を改正する条例

福島市夜間急病診療所条例（昭和50年条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島市夜間休日急病センター条例

第1条中「福島市夜間急病診療所（以下「診療所」という。）」を「福島市夜間休日急病センター（以下「急病センター」という。）」に改める。

第2条中「診療所」を「急病センター」に改める。

第3条中「診療所」を「急病センター」に改め、「夜間」の次に「及び休日」を加える。

第4条を次のように改める。

第4条 急病センターの診療日、診療時間及び診療受付時間は、次の表のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、次表に掲げる日及び時間にかかわらず診療及びその受付を行うことができる。

	夜間	休日
診療日	毎日	市長の指定する日
診療時間	午後7時から翌日午前7時30分まで	午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで

診療受付時間	午後6時30分から翌日午前7時まで	午前8時30分から午前11時30分まで 午後1時から午後4時まで
--------	-------------------	-------------------------------------

第5条及び第8条中「診療所」を「急病センター」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。